平成八年(ワ)第一〇号

原告 外川 正

被 告 社会保険診療報酬基金

一九九九年四月五日

右原告訴訟代理人

弁護士 山 中 邦 紀 弁護士 佐々木 良 博

盛岡地方裁判所民事部 御 中

## 準 備 書 面

原告は、次のとおり、請求の一部を減縮する。

請求の趣旨

- 一 被告は、原告に対し、金二四〇〇円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払い済みに至るまで年五分の割合の金員を支払え。
- 二 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決、並びに仮執行の宣言を求める。

## 請求の一部減縮の理由

- 一 原告は、被告に対し、次の各患者に関する診療報酬債権合計金二七五〇円の支払いを求めている。
  - 1 A子患者 金一三五〇円
  - 2 B子患者 金一〇五〇円
  - 3 C子患者 金 三五〇円
- 二 原告は、右患者のうち C 子患者に関する診療報酬債権合計金三五〇円について、 訴えを取り下げる。
- 三 よって、前記請求の趣旨記載のとおり、請求を一部減縮する。